

関係各位

大阪府環境農林水産部農政室長

病害虫発生予察情報について

標記について下記のとおり発表したので送付します。

病害虫発生予察 特殊報 第 1 号

病害虫名 : タマネギ黒腐菌核病  
(病原菌 *Sclerotium cepivorum* Berkeley)

1 発生作物 たまねぎ

2 発生地域 泉州地域

3 発見の経緯

- (1) 令和 3 年 3 月、泉州地域のたまねぎ栽培ほ場において、地上部の生育不良及び地下部の鱗茎の表面に白色の菌糸塊及び黒色小菌核が付着し、一部が軟化腐敗する症状が確認された(図 1-1)。
- (2) 地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所において、罹病株の病徴観察、分離菌の培養性状及び罹病株から採集した病原菌の遺伝子診断等により黒腐菌核病であることが確認された(図 2)。
- (3) 本病は鳥取県で、たまねぎで報告(平成 29 年 6 月 29 日付け平成 29 年度病害虫発生予察特殊報第 2 号)されている。
- (4) 本府において、確認されたのは今回が初めてである。

4 病原菌の特徴と発生生態(被害)

- (1) 糸状菌(かびの仲間)の一種で不完全菌類に属し、菌糸と菌核、小型分生子を形成する。
- (2) 本病は、3~5 月頃に発生が認められることが多い。被害株では下葉は黄色に変色し下垂する。病勢がすすむと全体が枯死する。被害株は根の発育も悪く容易に抜きとれる。
- (3) 鱗茎部が軟化腐敗し、白色の菌糸塊やかさぶた状に黒色ごま粒状の微少な菌核(直径 0.2~1.0mm)が密集して形成され、鱗茎表面を黒く覆う(図 1-2)(図 2)。
- (4) たまねぎ以外に、ねぎ、にんにく、にらなどのネギ属作物でも発生する。
- (5) 伝染源は、罹病株に形成された菌核であり、土中の菌核から感染して発病する。菌核は、土中で数年以上生存するとされる。

5 防除方法

- (1) 本病が発生したほ場では、罹病株に形成される菌核が伝染源となるため、発病株は早めに抜き取る。また、発病株や被害残渣はほ場にすき込まず、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- (2) 発生ほ場では連作を避け、4~5 年程度はネギ属植物以外の作物を栽培する。同様に発生ほ場は、苗床としない。また、菌核の死滅に湛水処理が有効とされており、水田との輪作も効果的と考えられる。
- (3) 他のほ場への菌核の持ち込みを避けるため、作業機械等の洗浄は丁寧に行う。
- (4) 発生が懸念される場合は、次頁の表による薬剤処理を行う。生育期に使用できる農薬はないので、早めの防除対策を行う。

表 タマネギ黒腐菌核病の登録薬剤

作物名	薬剤名 (成分名)	系統 (FRAC)	希釈倍数 使用量	使用時期/ 使用回数	使用方法
たまねぎ	バスアミド微粒剤 ガスタード微粒剤 (ダゾメット)	(-)	30~60kg/10a	は種または 定植 21 日前/1 回	本剤の所定量を 均一に散布して 土壌と混和する。
	フロンサイド粉剤 (フルアジナム)	(29)	40kg/10a	定植前/1 回	全面土壌混和
	セイビアーフロアブル 20 (フルジオキソニル)	PP 殺菌剤 (フェニル ピロール) (12)	500~1,000 倍	定植直前/1 回	5 分間苗根部浸漬

※たまねぎ以外のねぎ、にんにく、にら等のネギ属作物で使用する場合は、登録のある薬剤を確認すること。

◎防除薬剤については、

- Web 版大阪府農作物病虫害防除指針  
(<http://www.jppn.ne.jp/osaka/shishin/shishin.html>)
- 農林水産省農薬登録情報提供システム  
(<https://pesticide.maff.go.jp/>)  
で確認してください。



図 1-1 罹病株

※地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所 提供



図 1-2 罹病株・拡大 (菌核部分)

※地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所 提供



図 2 タマネギ黒腐菌核病菌・培地上  
(黒色小菌核)

※地方独立行政法人  
大阪府立環境農林水産総合研究所 提供